

長田中 学校だより 元気発信感動ながた



第65号 令和6年10月30日発行
金沢市立長田中学校
Email nagata-j@kanazawa-city.ed.jp
学校ホームページURL
<https://www14.schoolweb.ne.jp/swas/index.php?id=1720003>

*学校便り作成にあたり、生徒の文章や写真を使用する場合があります。長田中学校個人情報取扱規程を遵守しておりますが、お気付きの点がありましたら学校までご連絡ください。

第1回市統一テストまで、あと1週間！

～これまでの受験勉強の成果が十分に発揮できるように準備していきましょう～

11月6日(水)に第1回市統一テストが行われます。6月の進路学習会で話したとおり、このテストの結果は、私立高校受験校決定の資料となります。3年生のみなさん、これまでの受験勉強の成果が十分に発揮できるように準備していきましょう！



3年リーダー会では、統一テストや期末テストに向けて、2階会議室を利用した自習室を開設します。「受験は個人戦、受験勉強は団体戦！」を合い言葉に、切磋琢磨しながら取り組んでほしいと思います。がんばれ3年生！

4 石川県の入試事情

私立高校受験校決定 → 12月の三者懇談

- ・第1回統一テストと第4回実力テストの結果で判断
- ・冬休み中に出願手続き

公立高校受験校決定の時期 → 2月の三者懇談

- ・第2回統一テストと私立高校の入試結果で判断

11月1日から道路交通法が改正されます！

～自転車「ながらスマホ」はNG！11月道交法改正で罰金・実刑も・・・～

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

ダメ！ ながらスマホ 酒気帯び運転

令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

- 携帯電話使用 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ	酒気帯び運転および補助
スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。 <small>※平成30年4月1日施行</small>	自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。
違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。*受講料5000円以下

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、悪路転落立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

11月1日から、改正道路交通法が施行されます。今回の道路交通法改正には、自転車等の交通事故を防止することを目的とした各種の新ルールが設けられました。近年、自転車の運転中に携帯電話やスマートフォンなどを使用したことに起因する交通事故の件数が増加傾向にあります。こうした状況を踏まえて、今回の道路交通法改正には、自転車運転中の「ながらスマホ」の禁止・罰則化や酒気帯び運転の罰則化など、自転車等の交通事故を防止することを目的とした変更が盛り込まれました。

いわゆる「ながらスマホ」とは、自動車等の運転中において、携帯電話を通話のために使用し、または携帯電話に表示された画像を注視することなどをいいます(自動車等が停止しているときを除く)。これまでは、自転車などの軽車両は反則金制度の対象外とされていましたが、改正道路交通法が施行されると、自転車の運転中に「ながらスマホ」をした者は「6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金」に処されます(改正道路交通法118条1項4号)。また、「ながらスマホ」も「自転車運転者講習」の対象となります。

